

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャ
氏名又は名称 株式会社タカギ

住所 福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク シヤチヨウ タカギ エイチロウ
代表取締役社長 高城 英一郎

電話番号 093-962-0941

FAX番号 093-963-5792

メールアドレス kuwano.shunya@takagi.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 18 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	✓
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	✓
17	川西町 水道事業管理者	✓
18	三宅町 水道事業管理者	✓
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	✓
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	✓
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	✓
26	吉野町 水道事業管理者	✓
27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 タカギ

住 所 〒802-8540

福岡県北九州市小倉南区石田南2丁目4番1号

代表者 氏名 代表取締役社長 高城英一郎

TEL 093-962-0941 FAX 093-963-5792



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名							
氏 フ リ ガ ナ 名				氏 フ リ ガ ナ 名			
代表取締役	タカギ 高城	トシオ 壽雄		取締役	シミズ 清水	ヤスシ 恭	
代表取締役	タカギ 高城	エイイチロウ 英一郎		取締役	キタバタケ 北畠	アツシ 敦	
取締役	タカギ 高城	ミキジロウ 幹次郎		取締役	ヨネダ 米田	コウゾウ 康三	
取締役	クボ 久保	タダシ 忠志		監査役	エノモト 榎本	フミオ 文雄	
事 業 の 範 囲	1.樹脂製品の製造および販売 2.金属製品の製造および販売 3.電子・電気製品の製造および販売 4.水栓・浄水製品の製造および販売 5.散水・給水製品の製造および販売 6.金型の製造および販売 7.キッチン、浴室、洗面台、トイレ等の水廻りに係わる設備機器・器具の製造および販売 8.前1号及7号に掲げる製品保守、点検、修理、その他の役務の提供 9.化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売 10.造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製造および販売 11.水に関する一切の事業 12.産業廃棄物の処理 13.学習塾の経営 14.託児所の経営 15.前各号に付帯関連する一切の事業						
機械器具の名称、性能及び数			別表のとおり				

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社タカギ
上記事業所の所在地	郵便番号802-8540 住所 福岡県北九州市小倉南区 石田南二丁目4番1号 電話番号 093-962-0941 FAX番号 093-963-5792 メールアドレス kuwano.shunya@takagi.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
モウリ ユウシ 毛利有志 スガノ ケンタロウ 菅野健太郎 ハラダ カズヒロ 原田一弘 オダ ニチヒロ 織田日寛	第二六二二四五号 第二五七九二一号 第二八八二一五号 第二九三二三二号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管切断用器具	金切りのこ		2	
	電動丸のこぎり	5637BA	1	
管の加工器具	パイプねじ切り機	F25AIII	1	
	ヤスリ		1	
	ディスクグラインダ	GA402DZ		
接合用の器具	ガストーチ	R200	1	
	パイプレンチ	PW-AL25	1	
	パイプレンチ	PW-AL30	1	
	ウォータープライヤー		1	
	水圧試験器具	TERADATP-50	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社タカギ

住 所 福岡県北九州市小倉南区

石田南二丁目4番1号

代表者 氏名 代表取締役 高城英一郎



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号
株式会社タカギ

会社法人等番号	2908-01-002231	
商 号	株式会社タカギ	
本 店	<u>北九州市小倉南区大字石田335番地</u>	
	北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号	昭和63年 6月 1日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載して行う。	平成18年 9月11日変更 平成18年11月 1日登記
会社成立の年月日	昭和54年11月8日	
目的	1. 樹脂製品の製造および販売 2. 金属製品の製造および販売 3. 電子・電気製品の製造および販売 4. 水栓・浄水製品の製造および販売 5. 散水・給水製品の製造および販売 6. 金型の製造および販売 7. 化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売 8. 造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造および販売 <u>9. 水に関連する一切の事業</u> <u>10. 産業廃棄物の処理</u> <u>11. 学習塾の経営</u> <u>12. 記念品の販売</u> <u>13. 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	
	平成26年 6月20日変更 平成26年 6月20日登記	
	1. 樹脂製品の製造および販売 2. 金属製品の製造および販売 3. 電子・電気製品の製造および販売 4. 水栓・浄水製品の製造および販売 5. 散水・給水製品の製造および販売 6. 金型の製造および販売 7. キッチン、浴室、洗面台、トイレ等の水廻りに係る設備機器・器具の製造および販売 8. 前1号乃至7号に掲げる製品に係る保守、点検、修理、その他の役務の提供 9. 化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売 10. 造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造およ	

北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号
株式会社タカギ

	び販売 11. 水に関する一切の事業 12. 産業廃棄物の処理 13. 学習塾の経営 14. 記念品の販売 15. 前各号に付帯関連する一切の事業	平成30年 6月29日変更 平成30年 7月10日登記
発行可能株式総数	230万株	平成17年 6月20日変更 平成17年 7月 8日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 99万6000株	平成18年12月26日変更 平成18年12月26日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金4億9800万円	平成18年12月26日変更 平成18年12月26日登記
	金9800万円	平成28年 3月15日変更 平成28年 3月15日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡または取得することができない。	平成18年 9月11日設定 平成18年11月 1日登記
役員に関する事項	取締役 <u>高城壽雄</u>	平成27年 6月26日重任 平成27年 6月29日登記
	取締役 <u>高城壽雄</u>	平成29年 6月30日重任 平成29年 7月 3日登記
	取締役 <u>高城壽雄</u>	令和 1年 6月18日重任 令和 1年 6月21日登記

	<u>取締役</u>	高 城 英 一 郎	平成27年 6月26日重任
	<u>取締役</u>	高 城 英 一 郎	平成27年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	高 城 英 一 郎	平成29年 6月30日重任
	<u>取締役</u>	高 城 英 一 郎	平成29年 7月 3日登記
	<u>取締役</u>	高 城 英 一 郎	令和 1年 6月18日重任
	<u>取締役</u>	高 城 英 一 郎	令和 1年 6月21日登記
	<u>取締役</u>	高 城 幹 次 郎	平成27年 6月26日重任
	<u>取締役</u>	高 城 幹 次 郎	平成27年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	高 城 幹 次 郎	平成29年 6月30日重任
	<u>取締役</u>	高 城 幹 次 郎	平成29年 7月 3日登記
	<u>取締役</u>	高 城 幹 次 郎	令和 1年 6月18日重任
	<u>取締役</u>	高 城 幹 次 郎	令和 1年 6月21日登記
	<u>取締役</u>	久 保 忠 志	平成27年 6月26日重任
	<u>取締役</u>	久 保 忠 志	平成27年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	久 保 忠 志	平成29年 6月30日重任
	<u>取締役</u>	久 保 忠 志	平成29年 7月 3日登記
	<u>取締役</u>	久 保 忠 志	令和 1年 6月18日重任
	<u>取締役</u>	久 保 忠 志	令和 1年 6月21日登記
	<u>取締役</u>	渡 辺 信 一	平成27年 6月26日重任
	<u>取締役</u>	渡 辺 信 一	平成27年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	渡 辺 信 一	平成27年12月31日辞任
	<u>取締役</u>	渡 辺 信 一	平成28年 1月12日登記

	<u>取締役</u> 清 水 恭	平成27年 6月26日就任
		平成27年 6月29日登記
	<u>取締役</u> 清 水 恭	平成29年 6月30日重任
		平成29年 7月 3日登記
	<u>取締役</u> 清 水 恭	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
	<u>取締役</u> 北 畠 敦	平成27年 6月26日就任
		平成27年 6月29日登記
	<u>取締役</u> 北 畠 敦	平成29年 6月30日重任
		平成29年 7月 3日登記
	<u>取締役</u> 北 畠 敦	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
	<u>取締役</u> 米 田 康 三	平成27年 6月26日就任
		平成27年 6月29日登記
	<u>取締役</u> 米 田 康 三	平成29年 6月30日重任
		平成29年 7月 3日登記
	<u>取締役</u> 米 田 康 三	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
	<u>北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役</u> 高 城 壽 雄	平成27年 6月26日重任
		平成27年 6月29日登記
	<u>北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役</u> 高 城 壽 雄	平成29年 6月30日重任
		平成29年 7月 3日登記
	<u>北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役</u> 高 城 壽 雄	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記

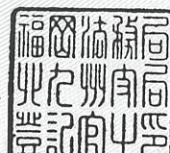
北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号
株式会社タカギ

	<u>北九州市小倉北区足立三丁目1番45-503号</u> <u>代表取締役</u> 高城英一郎	平成27年 6月26日就任 ----- 平成27年 6月29日登記
	<u>北九州市小倉北区足立三丁目1番45-503号</u> <u>代表取締役</u> 高城英一郎	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月 3日登記
	<u>北九州市小倉北区足立三丁目1番45-503号</u> <u>代表取締役</u> 高城英一郎	令和1年 6月18日重任 ----- 令和1年 6月21日登記
	<u>監査役</u> 榎本文雄	平成27年 6月26日重任 ----- 平成27年 6月29日登記
	<u>監査役</u> 榎本文雄	令和1年 6月18日重任 ----- 令和1年 6月21日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成23年 6月21日設定 平成23年 6月22日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 8月 1日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和元年10月17日
福岡法務局北九州支局
登記官

山 田 善 人



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社 タカギと称し、英文では Takagi Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.樹脂製品の製造および販売
- 2.金属製品の製造および販売
- 3.電子・電気製品の製造および販売
- 4.水栓・浄水製品の製造および販売
- 5.散水・給水製品の製造および販売
- 6.金型の製造および販売
- 7.キッチン、浴室、洗面台、トイレ等の水廻りに係る設備機器・器具の製造および販売
- 8.前1号乃至7号に掲げる製品に係る保守、点検、修理、その他の役務の提供
- 9.化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売
- 10.造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造および販売
- 11.水に関連する一切の事業
- 12.産業廃棄物の処理
- 13.学習塾の経営
- 14.託児所の経営
- 15.前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北九州市小倉南区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,300,000株とする。

(株券の発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当会社の株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券、20,000株券の8種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡または取得することができない。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(売渡請求時の株式売渡額の算定)

第10条 前条による売り渡し請求がなされた場合、売買価格は、国税庁の財産評価基本通達における「同族株主以外の株主等が取得した株式の評価」(いわゆる配当還元方式)に従い算定されなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿記載事項記載の請求)

第12条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

(2) 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面および株券を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第13条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券喪失登録または抹消の申請)

第14条 株券喪失登録の申請をする者は、申請書に株券の取得の事実を証する書面および株券の喪失の事実を証する書面ならびに本人確認書類を添えて提出するものとする。ただし、株券喪失登録の申請をする者が当該喪失登録株券の名義人または登録株式質権者であるときは、株券の喪失の事実を証する書面のみを添えて提出するものとする。

(2) 株券喪失登録者が前項の登録の抹消を申請するときは、申請書を提出するものとする。

(株券の再発行)

第15条 分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印、これに株券を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第16条 前四条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第17条 当会社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第18条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第19条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し議長となる。

(2) 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 21 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 22 条 株主総会における議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 23 条 当会社は取締役会を置く。

(員 数)

第 24 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(選任方法)

第 25 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- (2) 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任の決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第 26 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役

会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異論を述べたときはこの限りではない。

(代表取締役および役付取締役)

第30条 取締役会は、その決議をもって、当会社を代表すべき取締役を選定する。

(2) 取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(社外取締役の責任限定)

第31条 当会社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第32条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。

(2) 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が会長の職務を代行する。

(取締役会の議事録)

第33条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第34条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第35条 取締役の報酬等は、株主総会によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設置等)

第36条 当会社は監査役を置く。

(2) 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行うことができる。

(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社の支払の義務を免れる。

制定

昭和54年11月8日

改正 平成 15 年 12 月 8 日
平成 17 年 6 月 20 日
平成 18 年 11 月 1 日
平成 22 年 7 月 14 日
平成 23 年 6 月 21 日
平成 24 年 4 月 1 日
平成 26 年 6 月 20 日
平成 27 年 12 月 25 日
最終改正 平成 30 年 6 月 29 日

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和 元年 11 月 1 日

住所 福岡県北九州市小倉南区

石田南二丁目 4 番 1 号

株式会社タカギ

代表取締役 高城英一郎



第一六二二四五号

合水設置事務執行者免狀

本籍 大阪府

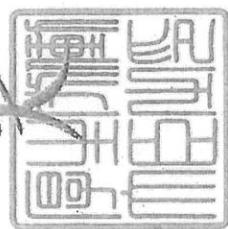
氏名 犀利有志

昭和五十六年十月二十七日出

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水設置事務執行
権行者免狀を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 稲川津夫



第二五七九二一号

給水装置工事技術者免状

本籍 鹿児島県

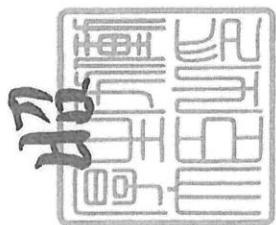
氏名 管野 健太郎

昭和六十年五月二十日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事技術者
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月十五日

厚生労働大臣 長妻



第二八八二一五号

給水装置工事技術者免状

本籍 福岡県

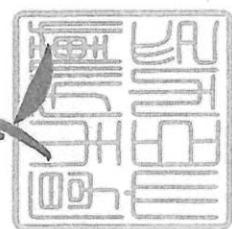
氏名 原田 一 弘

昭和五十年四月二十六日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事技術者
技術者免状を交付する。

平成二十九年四月二十日

厚生労働大臣 植村恭



第二九三二二号

給水装置工事技術者免状

本籍 福岡県

氏名 織田日寛

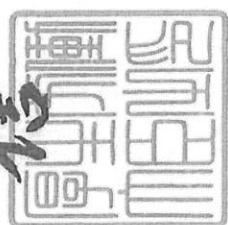
昭和四十九年六月七日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事技術者
技術者免状を交付する。

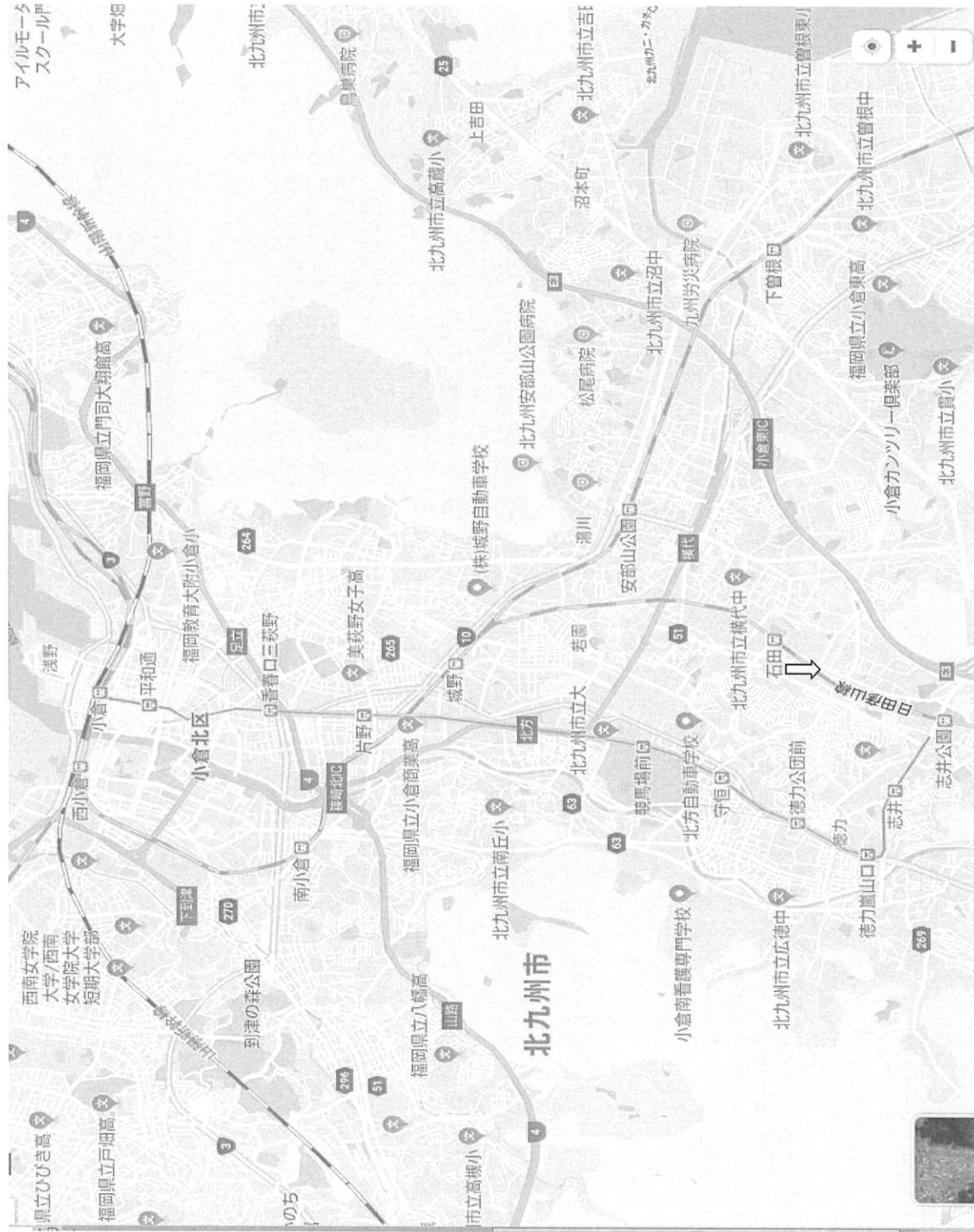
平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣

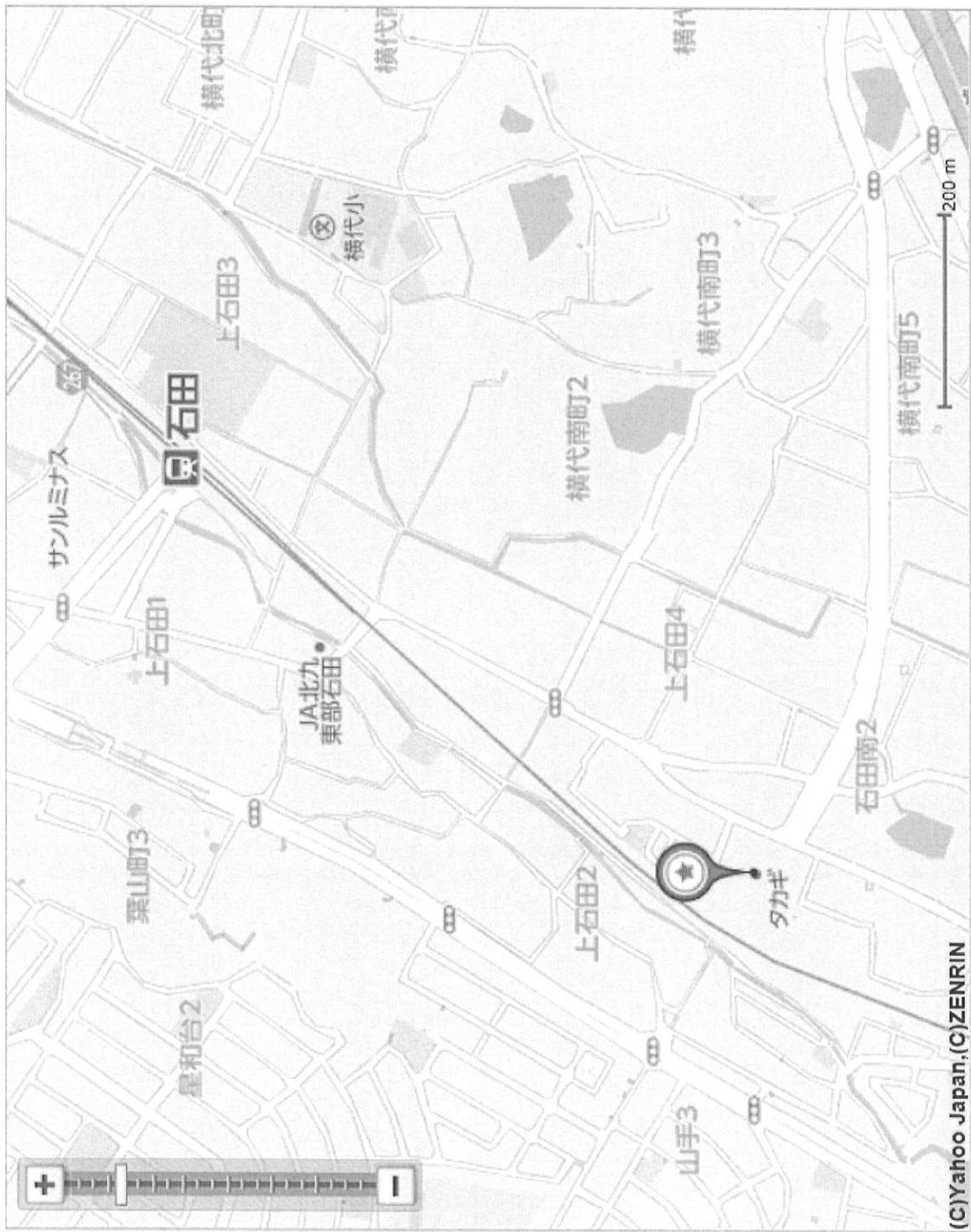
加藤勝彦



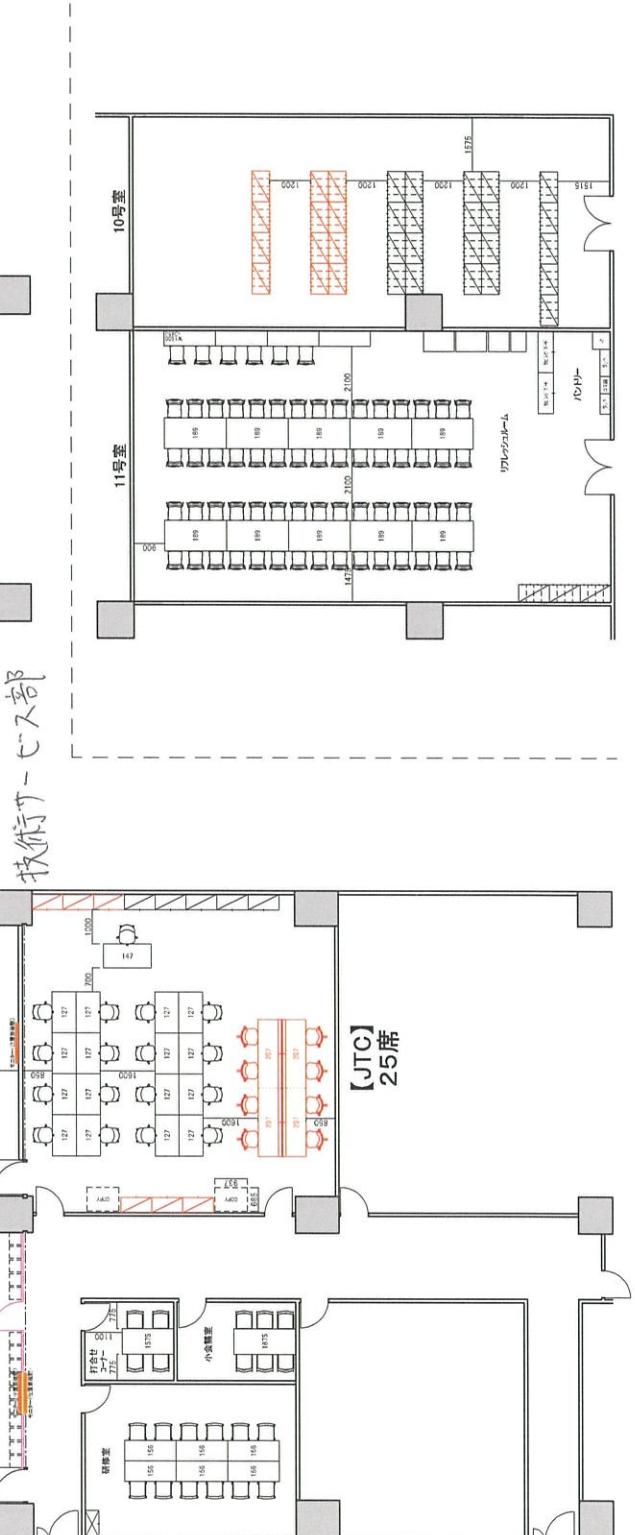
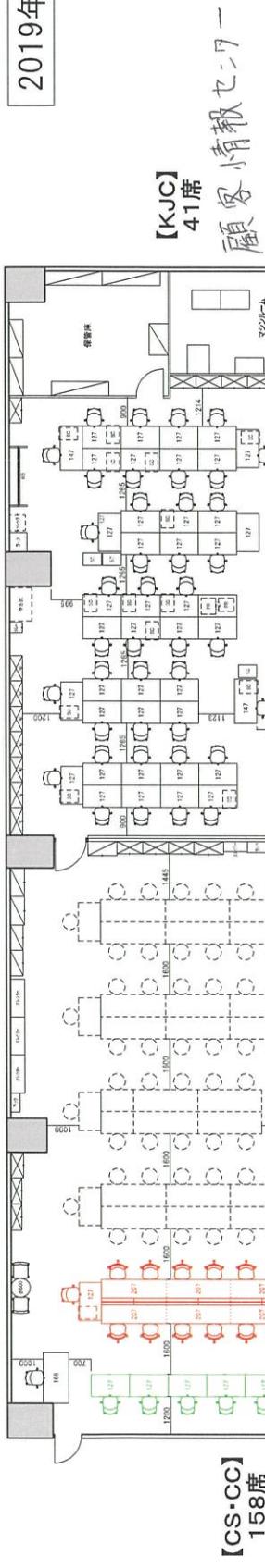
広域地図



詳細地図



2019年度



PLUS	プラス株式会社	[01] 営業部		[02] 生産部		[03] 研究開発部		[04] 企画部	
		15/08/20	03:15	03:15	03:15	03:15	03:15	03:15	03:15
	株式会社タカラ 様	[01] 営業部	[02] 生産部	[03] 研究開発部	[04] 企画部				

1-12: 法人登記簿
※寸法は測量の状況により、変更となる可能性があります。

[01] 営業部 [02] 生産部 [03] 研究開発部 [04] 企画部
[05] 運営室 [06] ラウンジ [07] ミーティングルーム [08] 小会議室 [09] 研修室

PLUS

UT1145
PLAN-A

事務所の外観



工事車両



事務所の内観



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャ
氏名又は名称 株式会社タカギ

住所 福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

代表者氏名 代表取締役社長 高城 英一郎

電話番号 093-962-0941

FAX番号 093-963-5792

メールアドレス kuwano.shunya@takagi.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 18 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	✓
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	✓
17	川西町 水道事業管理者	✓
18	三宅町 水道事業管理者	✓
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	✓
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	✓
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	✓
26	吉野町 水道事業管理者	✓
27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 **〒802-8540
福岡県北九州市小倉南区石田南2丁目4番1号
株式会社 タカギ**
氏名又は名称
住 所
代表者 氏名 **代表取締役社長 高城英一郎**
TEL 093-962-0941

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任 の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社タカギ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
毛利 有志	第二六二二四五号	
管野 健太郎	第二五七九二一号	
原田 一弘	第二八八二一五号	
織田 日寛	第二九三二三二号	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二六二二四五号

合水渠道事務支行者免狀

本籍 大阪府

氏名 毛利有志

昭和五十六年十月二十七日生

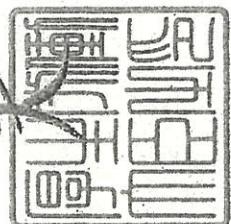
水道法(昭和二年法律第二四九号)①

規定により給水渠道事務主任
執行者免狀を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労大臣

細川津



第二五七九二一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 鹿児島県

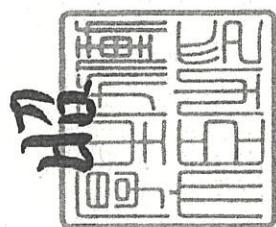
氏名 管野 健太郎

昭和六十年五月二十日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月十五日

厚生労働大臣 長妻



第二八八二一五号

給水装置工事主任技術者免狀
給水装置工事主任技術者免狀

本籍 福岡県

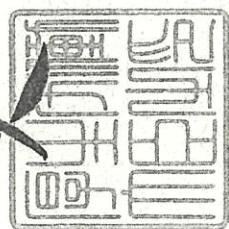
氏名 原田一弘

昭和五十年四月二十六日生

水道法(昭和三一年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免狀を交付する。

平成二十九年四月二十日

厚生労働大臣 錄封



第二九三二二一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 福岡県

氏名 織田日寛

昭和四十九年六月七日生

水道法(昭和二年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣

加藤勝彦

